

平成24年度 第12回 庁議要旨

日時：平成24年9月27日（木）

午前9時

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市暴力団排除条例の制定について（企画部市民協働推進課）

全国的な暴力団排除気運の高揚等を背景に、昨年4月に宮城県で暴力団排除条例が施行され、昨年中には全都道府県で条例が施行された。

47都道府県のうち、22都道府県において全市町村が条例制定済みとなっており、東北地方では岩手、宮城の2件を除き、県内全市町村の暴力団排除条例が制定済みとなっている。

宮城県においては、全県的に暴力団に不当介入する隙を与えない枠組みを早期に作るべく対応しており、石巻市としても県内の市町村と足並みをそろえ、暴力団排除に関する施策等を進めることを目的に、暴力団排除条例を制定しようとするもの。

(1) 主な内容

① 目的

・「暴力団を恐れないこと」「暴力団に対して資金を提供しないこと」「暴力団を利用しないこと」を基本理念に掲げ、市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

② 条例に盛り込む内容

- ・市民に対する情報提供や助言等の支援について
- ・暴力団排除の方向性
- ・暴力団排除に関する総合的な施策の推進
- ・県との連携について

(2) 施行予定 平成25年1月1日

2 平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者負担額の免除措置の延長について（福祉部障害福祉課）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用や負担額の免除については、国の特別の財政支援により、平成24年9月まで延長しているが、国はこの財政支援の延長を行わないこととしている。

しかし、被災者が生活の再建途上にあることから、国の財政支援の有無に関わらず、石巻市として介護サービスと同様に当該被災者の経済的な負担の軽減を図るため、引き続き利用者負担額の免除措置を行おうとするもの。

(1) 主な内容

① 東日本大震災により被災した本市の障害福祉サービス等利用者

- ・利用者負担金 → 平成25年3月31日まで免除期間を延長

3 石巻市公募型買取市営住宅制度要綱の創設について（震災復興部復興住宅課）

東日本大震災により住宅を失った市民のための住宅供給は、震災復興事業の中で最優先課題とされており、「石巻市災害復興住宅供給計画」において4,000戸の供給が計画されているが、公共供給のみでは早期供給が難しい状況にあることから、早期整備を図るため、公募により市の認定を受けた民間事業者が市営住宅として建設した建物および土地を、市が一括して買い取る新たな制度を創設しようとするもの。

(1) 主な内容

① 対象事業者

- ・土地の所有権を有する（所有権取得見込みのある場合を含む）個人及び法人で、土地、建物とも一括して契約できるもの。
- ② 買い取り対象
 - ・土地、建物、共同施設（集会所、広場、緑地、駐車場など）及び附帯施設
- ③ 買取価格
 - ・土地の買取額は、石巻市の不動産鑑定評価に基づき決定する
 - ・建物の買取額は、石巻市の積算額、対象事業者の希望価格、国が示す標準建設費のうち最も低価な額に基づき決定する
- ④ 対象地域
 - ・石巻広域都市計画における市街化区域内（工業地域及び工業専用地域を除く）及び河北都市計画区域内
- ⑤ 対象となる住宅
 - ・新築（公募の時点で工事中のものを含む）
 - ・耐火構造又は準耐火構造（鉄筋コンクリート構造又は鉄骨造）の共同住宅、長屋（戸建は対象外）
- ⑥ 事業者の選定
 - ・事業者の選定及び供給計画の認定などを行うため、石巻市買取市営住宅運営委員会を設置する
- ⑦ 協定及び譲渡契約等
 - ・工事着手前に、土地・建物譲渡に係る事業協定を締結
 - ・建物完成後に、土地・建物譲渡契約を締結
 - ・建物引渡後に買い取り代金を支払い
- (2) 今後の予定
 - ① 平成 24 年 10 月中旬～ 事前相談の実施
 - ② 平成 24 年 11 月下旬～ 公募開始

4 石巻市防災集団移転・災害公営住宅入居等運営検討会議の設置について

（震災復興部集団移転対策課・復興住宅課）

防災集団移転及び災害公営住宅の入居方法等に関する事項について、公平かつ公正な方法を検討するにあたり、市民、団体等の意見・要望等を反映させるため、石巻市防災集団移転・災害公営住宅入居等運営検討会議を設置しようとするもの。

(1) 主な内容

- ① 委員定数等
 - ・委員の定数は 15 名以内とする
 - ・委員は、学識経験を有する者、各種団体等から推薦された者、市長が必要と認める者により構成する
- ② 所掌事務
 - ア 防災集団移転について
 - ・住宅団地の割り当て
 - ・その他入居等に関する事
 - イ 災害公営住宅入居について
 - ・優先入居に関する事
 - ・募集方法に関する事
 - ・入居者選定方法に関する事
 - ・その他入居等に関する事
- ③ 委員の任期
 - ・平成 25 年 3 月 31 日まで

[報告事項]

1 平成 24 年度総合防災訓練の結果について（総務部防災対策課）

本年 7 月 8 日に、津波避難訓練に特化して全市一斉に実施した総合防災訓練について、訓練における自主防災会・町内会からのアンケート等の集計、東北大学災害科学国際研究所からの意見等を踏まえ、訓練内容を総合的に検証し、報告書を作成した。

(1) 主な内容

① アンケート結果

- ・訓練の参加状況は、世帯で約 3 割、個人で約 2 割であった（アンケート集計結果から）
- ・初期行動、非常用持出品の確認訓練の実施を含めると、5 割の住民が参加した
- ・各家庭内における避難場所の設定は、訓練実施前と比較して 1 割上昇した
- ・非常用持出品は、9 割以上の家庭で整備されていた

② 課題

- ・今後、若年層の参加率の向上や災害時要援護者の避難方法等についての検討が必要

2 「タウンページ&ハローページ宮城県東版」における「石巻市くらしの便利帳」の共同制作について（企画部秘書広報課）

NTTタウンページ㈱から、「タウンページ&ハローページ宮城県東版」に石巻市の行政情報や公共ガイドの掲載について、共同で制作の申し出があり、市民サービスの向上、利便性の向上、情報の更新性等から、平成 25 年度版から掲載することとした。

(1) 主な内容

- ① 平成 25 年 9 月発行のタウンページ（石巻市エリアへの配布分）から、従来のタウンページに加え、市が行う事務・事業、各種届出・担当窓口等、暮らしの手続き・子育て情報、生活環境ガイド、公共施設等の行政情報や公共ガイドなどを特集記事として掲載する。

3 特別徴収義務者一斉指定の実施について（生活環境部市民税課）

給与所得に係る個人住民税については、地方税法及び各市町村条例により、原則として所得税の源泉徴収義務者である事業主が特別徴収により各市町村に納入することが義務付けられているが、本市においては、実施していない事業所が全体の約 6 割を占めている。

個人住民税の滞納縮減を図るには特別徴収の推進が有効であるが、1 事業主が複数の市町村の特別徴収義務者になりえることからその実施には広域的な取り組みが必要であり、そのため、宮城県内の市町村が足並みをそろえて特別徴収義務者の一斉指定を実施することとなった。

(1) 主な内容

① 特別徴収義務者一斉指定の実施

- ・平成 25 年度に実施

② 対象とする事業所

- ・従業員規模 3 人以上の事業主を対象とする

③ 周知方法等

- ・市報及びホームページへの掲載
- ・予定事業主への予告文書の発送等
- ・年末調整説明会における周知

4 石巻市工事請負契約締結後における設計単価変更の運用について（総務部管財課）

東日本大震災に係る災害復旧・復興事業の発注が本格化する中、特定の資材の価格が短期間に高騰し、積算時点と契約時点で単価等に差が生じていることが、入札の中止、不調の一員と考えられることから、契約締結後の設計単価変更の対策をとることとした。

(1) 主な内容

- ① 運用する工事
 - ・石巻市が発注する建設工事
 - ・ただし、工事担当課が設計単価を変更することが適当でないとするものを除く
- ② 変更対象の単価
 - ・資材単価、労務単価及び機械単価等の全てを対象とする
- ③ 基準日 当初契約締結日（議決案件については本契約締結日）
- ④ 単価変更手続き
 - ・基準日時点で宮城県が通知（設定）する最新の設計単価及び一般刊行物の積算関連資料の設計単価に置き換える
 - ・見積もり等により設定する単価は、基準日時点の有効な設計単価に置き換える
- ⑤ 本運用による単価の置き換え
 - ・基準日における1回のみとする
- ⑥ 変更契約の時期
 - ・当初契約締結（議決案件については本契約締結日）後に遅滞なく行う

5 熊本県八代市との災害時相互応援に関する協定締結について（総務部防災対策課）

災害時における住民の生命の安全と生活基盤の確保のため、熊本県八代市と、救援物資の提供、職員の派遣、被災住民の受入等の相互応援協定を締結することとした。

(1) 主な内容

- ① 協定内容
 - ・被災者の支援に必要な物資及び機材の提供
 - ・食料・飲料水その他生活必需品等の物資及びそれらを提供するために必要な機材の提供
 - ・被災者を一時収容するために必要な施設の提供
 - ・協定に基づき実施する応急復旧に必要な職員の派遣
 - ・災害救助ボランティアのあつせん
 - ・その他特に要請のあった事項
- ② 締結予定日
 - ・平成24年10月5日（金）午後3時

6 震災に伴う家屋の被害調査（再調査）の申請受付終了について（生活環境部資産税課）

震災に伴う家屋被害調査の1次判定に対する再調査については、石巻市地域防災計画においては3カ月以内とされているが、これまでその期限を大幅に延長してきた。

震災後1年経過した本年3月末で総合支所及び支所での受付を終了し、これまで資産税課に窓口を一本化して再調査を実施してきたが、申請件数が減少していることから、申請期限を設定することとした。

(1) 主な内容

- ① 再調査申請期限 平成24年12月28日（金）
 - ・申請期限後に家屋の倒壊や崩壊があった場合等は、固定資産税の減免判断のため随時現場確認を行いながら、判定変更が必要と判断できるものは、救済の観点から再判定を行えるものとする。
 - ・り災証明書の発行については、当面の間継続する

【その他】

1 第23回いしのまき大漁まつり（産業部水産課）

震災により昨年度は開催を中止した「いしのまき大漁まつり」を、今年度は会場を変更し、規模を縮小して開催することとした。

(1) 主な内容

- ① 開催日時 平成 24 年 10 月 21 日（日）午前 9 時～午後 2 時（小雨決行）
- ② 会 場 サン・ファンパーク（石巻市渡波字大森 30-2）
- ③ 内 容
 - ・石巻シンフォニックウィンドアンサンブル演奏会
 - ・キッズエリア（縁日コーナー、チャレンジコーナー）、復興支援ブース
 - ・抽選会（水産加工品等の景品プレゼント）
 - ・鮮魚競り（オークション）
 - ・芸能ステージ等
- ④ 交通手段等
 - ・臨時特設駐車場（イオンスーパーセンター石巻東店：約 400 台）の設置し、無料代行バスを運行
 - ・石巻駅前からシャトルバスを 45 分間隔で運行（料金片道 100 円）

以上